

1 . イギリスのスポーツ政策②

ーその歴史と理念ー

内海 和雄

本報告は、昨年のをより精緻にしたものである。しかし、未だ途中経過であり、その経過の水準と今後の課題を提起したい。

I. イギリススポーツ政策研究

ここで言うスポーツ政策とは、政党、行政、運動、企業等の推進するスポーツ施策を総称して使用するが、重点は前二者である。

1. スポーツ政策研究の潮流

イギリスにおけるスポーツ政策は1960年以降とするのが一般的である。そしてスポーツ政策研究は1970年代後半に始まった。福祉国家が諸問題を内包しつつある中で、そして特に1980年代のサッチャーリズムによる公共責任の後退＝商業主義の重点化による公共の危機に由来し、論点の中心はpublic, private (commercial)そしてイギリスの伝統であるvoluntaryの三者の関連、その中でも公共(public)の位置付けが問題とされてきている。

研究潮流の把握は今後の課題である。

2. スポーツ政策研究誕生の背景

スポーツ政策研究が生まれてくる背景には次のような要因が考えられる。

①一般的スポーツ動向の高揚により、スポーツ政策としての課題が大きくなってきたこと。

②それは特に1974年の歴史的な自治体再編により、自治体レベルでの政策能力が大きく問われ始めたこと。

③その中でも、政策と同時にスポーツ・レジャー・マネジメント研究との関連が大きいこと。

④サッチャー政権以降の民営化路線により、60年代以降進めてきた、福祉政策としてのpublicの責任がcommercialへ比重を移す政策の根本的な転換の中で、政策理念が問われ始めたこと。

⑤Sports Councilの政策の複雑化。社会的弱者の救済、あるいは都市問題対策も含めたスポーツ政策のきめ細かさがより必要とされていること。

II. スポーツ政策史

詳述は避け、概略と今後重点的に深めるべき課題を示す。

(1) 1960年までは、voluntary と commercial sectorによるスポーツが中心であり、公共機関による援助は極めて乏しいものであった。そして、1960年まで大競技会は別として、レジャーや国民一般のスポーツに関する記録は殆どない(文献9-頁76、以下引用は同様の形式による)。

(2) 1960年以降、スポーツ分野でも国家責任の一般化が進んだ。これは、福祉国家論との関わりが大きい。その背景に西欧における同様の動向が、むしろ先行していた。この時期における今後の研究の重点は、Wolfenden Reportの青年政策とスポーツ政策との関連である。また、これまでのアマチュアリズム(個人主義)の胎内(CCPR)から、こうした公共的施策の論点が出てきた背景は、当時の福祉国家政策の段階と、関連する。The Arts Council などとの関わりでの分析が必要である。また、58年以降の労働党、保守党のスポーツ政策とその背景の理念の検証も必須である。

(3) 70年代はオイルショック等があったが、資本主義全体が急成長を遂げた時期でもあり、イギリスも例外ではない。1970年代中頃に社会事業・福祉としての、公共機関責任によるスポーツは、思想としても政策（行政）としてもその頂点に立った。1974年の自治体再編はその強力な背景をなした。「ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章」(1975)とユネスコ：「体育・スポーツ国際憲章」(1978)との関わりも含め、イギリスにおける「スポーツ権」の深まりを実証する必要がある。

Advisory Sports Council は当初教育科学省(D ES)に、閣外スポーツ大臣(Minister of Sport)をもって発足したが、1969年に住宅・地方行政省(M HLG)移管した。そしてそれは、運輸省、建設省を統合して1970年に、環境省、イングランドにおける総合的内政省として発足した(巻末文献番号34-頁176, 以下同様)。70年代のThe Sports Council における施設建設の急激な進展は、この環境省内において、内需拡大策と結合して進められた。1968年の Planning for sports がどの様に具体化されていったのか、今後実証する必要がある。

また、スポーツ政策の中心にThe Sports Council の分析が中軸を占めるであろう。

(4) 1980年以降、マネタリズムのもとでの国家責任が縮小され、スタグフレーション(失業と物価上昇の同時進行)のもと、社会保障費は保守主義者の意図とは反してむしろ拡大してきた。その一方で、資本依存も進行した。スポーツ政策においては、特に都市部における社会政策的な政策を含みながらも、大きく進展した。と同時に、スポーツ政策におけるpublic, voluntary, commercial の3セクターが出揃い、拮抗する。これでスポーツ政策における責任主体の問題が大きくクローズアップし、スポーツ政策研究の必要性を増した。85年以降のThe Sports Council によるスポーツ団体への補助金制度の改変(3～5年計画の査定)はスポーツ団体への「統制」との意見もある。80年代は、サッチャーリズムの「小さな政府」に反して、特にスポーツではますます政府の介在(補助金と統制)が強くなってきている。ここに理論

問題が内包されている。もちろんそれは「社会統制」としての側面を持ちながらも、スポーツの公共性public sphere, public policy, public sector (13-224, 5) がますます顕現している側面としても見る事ができる。

(5) 1990年代は、80年代を引き継ぎながら、その中でも自治体の民営化が進められている。ここでの矛盾点が少しずつ出始めている。今後状況把握が必要である。

★以下の項目は歴史研究として、今後各論として深めねばならない。

＊Wolfenden Committeeの全面的な解明

＊スポーツ界(CCPR)の動向

＊政党のスポーツ政策

＊The Sports Councilの全面的な解明(特に行政的位置について)

Ⅲ. スポーツ政策の構造

1. 国と自治体の関連

①行政機構におけるレジャー関連機構

関連は以下のルートによる。中央政府の役割は全体の計画や諸資源の活用、そして補助である(20-67)。イギリスの行政における国と地方の分担の明確化の把握が前提となる。

・法令legislation／・回状circulars／・大企画の過程major planning procedures／・財政的コントロール過程financial control procedure／・諸人材の非公式な接触informal contacts between officers, ministers and members／・研究と実践studies and experiments／・政府部門のリージョナル機関regional offices of government departments／・政府監督者、助言者government inspectorates and advisors／・準政府機関quasi-government bodies／・地方自治体協会local authority associations。

②スポーツ行政構造

Regional councilは施設提供における最も重要な位置にいる。

財政のしくみはThe Sports CouncilとLocal Authorities、その他、スポーツ政策に関する財政

のしくみの把握をする。財政の年次変化の把握も同様。

2. スポーツ関連法

関連法は以下のとおり。

- Museums and Gymnasium Act 1891(以下 20-110～)
- Public Health Act(Amendment Act) 1907
- Education Act 1921
- Public Health Act 1925
- Physical Training and Recreation Act 1937
(地方自治体へスポーツ用の土地、施設の建設の権限を与えた。競技団体への補助金の支給)
- Education Act 1944 (section53:学校教育としての体育施設の設置を設ける自治体の行政責任)
- Physical Training and Recreation Act 1958
(1937年法のもとで、voluntary organisationにloansを与える)。
- Local Government(Miscellaneous Provision) Act 1976 (レク施設建設に関する権限を集中した。19条は1937年法を中心である3,4条をこちらに移行した)。
- Local Government and planning(Scotland)Act 1982 (以下、23-219、施設建設を自治体に義務(duty)付けているが、細かいところでは曖昧さもあるようである。Nothorn Irlandでも同じ。この法律はdutyであるが、あとの大半はpermissive powerである)。
- Local Government Finance Act 1988 (スポーツ団体の税軽減導入、非営利クラブの地方税(rates)100%,他は80%)。
- Local Government Act 1988 (一部の例外を除いて、自治体業務を競争入札にかける)。これまでは、1937年法だけしか見えなかったが、こうしてスポーツ関連法がすこしづつ見えてきた。この他、レジャー関連法も含めれば、かなりのスポーツ法体系が描けるであろう。今後の課題としては、次の文献を参考にしながら、この法体系を把握する。

• Turner, J. Neville, Jenkins, Charles(ed), Sport and the law, Proceedings of a Conference

held at the University of Birmingham, Faculty of law, Department of physical education, The university of Birmingham, July 1978.

• Grayson, Edward, Sport and the law, Sunday telegraph publication, 1978.

• Scott, Michael, The law of public leisure services, Sweet & Maxwell, London, 1985.

• Grayson, Edward, Sport and the law, Butterworths, London, 1988.

• Foster, Ken, 'Developments in sporting law', The changing politics of sport, edited by Allison, Lincoln, Manchester University Press, 1993.

3. スポーツ関係税

関連する税制は以下のとおり。

• income tax (所得税) / • corporation tax (法人税) / • valuation added tax (付加価値税) / • capital gains tax / • development land tax / • customs and excise duties e.g. on gambling, alcohol and tobacco / • local government tax i.e. rates.

4. 地方自治体のスポーツ政策

次の5も含め今後のケーススタディを目指す。

5. スポーツクラブ

クラブの収入源(10-42):242 governing bodies (Income) / from government 20%, Sponsor donation 11%, Governing bodies themselves membership fees, events 70%.

6. Public, Voluntary, Commercialの関連

(1) 1981年のsports for allの財政

for all 55%, elite(minority)45%。自治体が前者の補足をしている。後者は少数にも拘らず、大きな財源を食っている。この意味で、elitismとなっている。

(2) 企業のスポーツへの関連形態

スポーツ産業 (施設、企画、)

スポンサーシップ (1971～1983) 図(8-141)

職場スポーツの提供

IV. スポーツ政策の理念

1. 概括

①スポーツ政策研究は1970年代後半以降である。イギリスのスポーツ政策の変遷と思想をみると、1960年までは強固なアマチュアリズムに基づく個人主義が主流であった。しかし1960年のWolfenden Report等以降は公共性論がその基調にあったと考えられる（大衆化、高度化の両面で）。

②スポーツにおける自治はThe Sports Council それ自体の性格が示すように、公共性（ここでは国家の介在）を強めながらも、かなり維持した。

2. 福祉国家論と福祉政策

「社会を国家に、逆に、国家を社会に、媒介する公共性の歴史的变化は、社会と国家との変化、および、社会と国家との関連形態の変化の前提であり結論でもある、と考えることができる。換言すれば、市民権の生成と変質を公共性の史的発展として捉えうるのは、市民権の変質が社会と国家、および、両者の関連形態の変質を構造的に凝縮しているからである。自由権からの社会権の派生とその包摂—本章は社会権の市民権的包摂とよんでいる—は、自由主義国家の福祉国家への転換を映し出す鏡である」（18-38）。「いうまでもなく福祉国家は広範な領域を包摂する概念である。イギリスの研究史上の慣例では、狭義の社会保障のほかに、すくなくとも、公教育、医療保健、身体障害者政策、住宅政策、文化・スポーツ施設を含む都市・生活環境政策などを包含するといっていよい」（18-283）。イギリス戦後福祉国家の変遷は以下のとおり（18-82）。

・福祉国家確立期 1949年代／・福祉国家膨脹（変容）期 1950～1975年／・福祉国家再編期 1975～。

福祉国家は市場原理と計画的平等主義との妥協的形態（ウェッダーバーン、18-85）であり、政治地図が在り方を決める。前者の腐敗作用から守るには不断の大衆闘争が必要とする意見もある。

福祉国家の諸形態（欧米五か国配置18-111、図）とイギリスの位置。

「国家の義務」論は裏側からみれば、市民の「生存権」思想への接近に他ならない。「福祉爆

発期である1960年から75年にかけてイギリスはますます先頭集団に水をあけられた。この15年間にヨーロッパ13か国平均値は11.4%から21.2%へ倍増近く比率を高めたが、イギリスは11.0%から16.2%へ1.5倍増にとどまった。いまやヨーロッパ基準では、イギリス福祉国家は第三集団に所属するといっていよい」（18-337）。

3. 財政と福祉国家の形態

さて、財政から判断すれば、現代資本主義は次の三つのタイプにわかれうる。福祉国家／企業国家／軍事国家（関連図も含め19-8, 191）。たえず三つの性格のどれかを追うという循環をしている。共通していえることは、現代では民間経済独自の発展は困難となり、国家という支柱が必要になったといえよう。そして、国家の巨大化が必然化し、生産と生活の全局面に公共経済が関与する時代になっているといえよう。まさに現代はリヴァイヤサンの時代といっていよい（19-9）。

4. 市民権と社会権 前回のレポートの内容を一層整理する。

5. 市民権、社会権としてのスポーツ

6. 80年代以降の対立 public, voluntary, commercialの関連

参考資料

1. 『イギリス史 3 近現代』村岡、木畑編、世界歴史体系、山川出版社、1991年。
2. 『サービス産業と福祉政策—イギリスの経験—』森嶋通夫他、創文社、1987。
3. Wolfenden Committee. Sport & the Community, CCPR. 1960.
4. Sport in the seventies-Making good the deficiencies-, The need for a planned programme of capital investment on sports facilities, The Sports Council, 1972, 5. Sport in the Community-The next ten years-, The Sports Council, 1982.
6. Into the 90's-A Strategy for sport 1988-1993, The Sports Council, 1988.
7. H. J. Evans, Service to Sport-The Story of

- the CCPR-1935 to 1972-, CCPR, 1974.
8. P. C. McIntosh et al, The Impact of Sport for All Policy 1966-1984-And a Way Forward -, The Sports Council, 1985.
 9. J. F. Coghlan et al, Sport and British Politics since 1960, The Falmer Press, 1990.
 10. S. Glyptis, Leisure and Unemployment, Open University, 1989.
 11. F. Coalter et al, Recreational Welfare-The Rationale for Public Leisure Policy-, Avebury, 1988.
 12. I. P. Henry(ed.) Management & Planning in the Leisure Industries, Macmillan, 1990.
 13. L. Haywood, I. P. Henry et al, Understanding Leisure, Stanley Thornes Ltd, 1989.
 14. 『現代社会とスポーツ』P. C. McIntosh、寺島他訳、大修館書店、1991年。
 15. G. Whannel, Blowing the Whistle, the politics of sport, Pluto Press, 1983.
 16. P. Bramham, I. P. Henry, 'Political ideology and leisure policy in the United Kingdom', Leisure Studies 4, E & FN Spon Ltd, 1985.
 17. 鬼塚豊吉「イギリス」『世界経済 ヨーロッパ独自の軌跡』馬場宏二編、御茶ノ水書房、1988年。
 18. 『イギリス福祉国家の研究』毛利健三、東大出版会、1990年。
 19. 『現代資本主義と国家』宮本憲一、岩波書店、1981年。
 20. A. S. Travis, et al., The role of central government in relation to the provision of leisure services in England and Wales, Report to the Department of the Environment, Centre for Urban and Regional Studies Research Memorandum No. 86, University of Birmingham, 1981. (Study 1975-78)
 21. C. Gratton, P. Taylor, Government and the Economics of Sport, Longman, 1991.
 22. J. Benington, and J. White, The Future of Leisure Services, Longman, 1988.
 23. N. Borrett(ed), Leisure Services UK, Macmillan/B, 1991.
 24. K. Robert, 'Great Britain: Socioeconomic Polarisation and the Implications for Leisure', Leisure and Life-style--A Comparative Analysis of Free Time--, edited by Anne Olszewska, Kenneth Roberts, SAGE. International Sociological Association, 1989.
 25. I. Henry, 'Sport and the state: the development of sports policy in post-war Britain', Social Scientific Perspectives, British Association of Sports Science Monograph, No. 2, White Line Press, 1990.
 26. J. Horne, D. Jany and A. Tomlinson, Sport, Leisure and Social Relations, Routledge & Kegan Paul, 1987.
 27. M. Rigg, (Policy studies institute), Action sport: an evaluation Sports Council, 1986.
 28. Sports Council, A digest of sports statistics for the UK, 2nd edition, December, 1986.
 29. J. Matheson, Participation in sport, General Household Survey 1987, HMSO.
 30. SC, The financing of sport in the United Kingdom, Information series No. 8.
 31. DOE, Developing sport and leisure: good practice in urban regeneration, HMSO, 1989.
 32. D. Anthony, A strategy for British sport, C. Hurst & Company, 1980.
 33. G. Torkildsen, (ed), Leisure and recreation management, 3rd edition, E & FN Spon, 1992.
 34. 高橋 誠『現代イギリス地方行財政論』有斐閣、1978.